

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成20年6月10日

佐賀県規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成20年佐賀県条例21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定犬)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める犬は、次に掲げるものとする。

- 一 土佐犬、秋田犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アラスカン・マラミュート、マスチフ又はアメリカン・スタッフフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブルテリア）に属する犬
- 二 背中が一番高い部分から地面までの高さが65センチメートル以上の犬（前号に掲げるものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が指定する犬

(多頭飼養者から除外される者)

第4条 条例第5条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 現に警察活動に使用し、又は使用する目的で訓練を受けている犬を飼養する者
- 二 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者で同法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養するもの
- 三 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬及びねこを飼養する者

(多頭飼養の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

2 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 種類
- 二 性別
- 三 年齢
- 四 犬を飼養している場合にあつては、当該飼養する犬の体格

3 条例第6条第2項の規則で定める書類は、飼養施設の配置図とする。

(多頭飼養の変更等の届出)

第6条 条例第7条第1項及び第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

2 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、飼養数の減少又は飼養数の30パーセント未満の増加とする。

(おりの中における飼養等の適用除外)

第7条 条例第9条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 生後九月未満の犬
- 二 身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬

(特定犬の標識)

第8条 条例第10条の規則で定める標識は、様式第3号によるものとする。

(公示)

第9条 条例第14条第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して二日間、犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容した場所を管轄する保健福祉事務所及び佐賀県動物管理センター並びに関係市町の事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

- 一 引取り又は収容を行った日時及び場所
- 二 引取り又は収容を行った動物の種類、毛色、性別及び体格

(事故の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の証明書は、様式5号によるものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

犬及びねこの多頭飼養届

年 月 日

佐賀県知事 様
（ 保健福祉事務所長）

届出者 住 所 〒
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり届け
出ます。

記

飼養施設の所在地		
飼養する犬及びねこの数		犬（ ）頭 ねこ（ ）頭
飼 養 の 方 法	管理する者の氏名	
	ふん尿の処理の方法	
	動物の死体の処理方 法	
	周辺的生活環境を保 全する方法	
種 類 等	種類	
	性別	
	年齢	
	体格（犬のみ）	

注1 飼養施設の配置図を添付すること。

注2 この用紙で記入欄が不足する場合は、別の用紙を使用して記載すること。

注3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号（第6条関係）

犬及びねこの多頭飼養変更（廃止）届

年 月 日

佐賀県知事 様
（ 保健福祉事務所長）

届出者 住 所 〒
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

犬及びねこの多頭飼養について変更（廃止）したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の所在地
- 3 変更（廃止）年月日
- 4 変更事項

変更事項		変更後
住所		
氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）		
犬及びねこの数等	数	
	種類	
	性別	
	年齢	
	体格（犬のみ）	
飼養の方法		

注1 廃止の届出にあつては、変更事項は記入しないこと。

注2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第8条関係）

注 意

特定犬

佐 賀 県

（縦 4.5 センチメートル以上 横 6.5 センチメートル以上）

様式第4号（第10条関係）

犬（特定動物）による事故届

年 月 日

佐賀県知事 様
（ 保健福祉事務所長）

届出者 住 所 〒
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

犬（特定動物）が人の生命又は身体を侵害したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出事項		内 容					
事故の発生年月日							
事故の発生場所							
事故の原因							
事故を加えた動物	犬	犬 名		種 類		年 齢	
		性 別		毛 色		体 格	
		登録番号					
		注射済票番号					
	特定動物	種 類				性 別	
		許可番号					
		識別措置の種類					
		識別番号					
		特 徴					
	飼い主	住 所					
氏 名							
被害者	住 所						
	氏 名		性 別		年 齢		
被害の概要							
応急措置及び新たな事故発生防止措置							

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第11条関係）

第 号

身 分 証 明 書

所属

氏名

年 月 日生

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づく業務を行う職員であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事



（縦6センチメートル 横9センチメートル）